



平成 29 年 11 月 10 日

各位

| | |
|-------|-----------------|
| 会社名 | 株式会社 三重銀行 |
| 代表者名 | 取締役頭取 渡辺 三憲 |
| コード番号 | 8374 東証・名証第 1 部 |
| 会社名 | 株式会社 第三銀行 |
| 代表者名 | 取締役頭取 岩間 弘 |
| コード番号 | 8529 東証・名証第 1 部 |

(訂正)「株式会社三重銀行と株式会社第三銀行の共同株式移転の方式による経営統合に関する最終契約締結及び株式移転計画書の作成について」の一部訂正について

平成29年9月15日にお知らせいたしました「株式会社三重銀行と株式会社第三銀行の共同株式移転の方式による経営統合に関する最終契約締結及び株式移転計画書の作成について」の記載事項について、一部訂正がございますので、下記のとおりお知らせいたします。

記

訂正箇所（訂正箇所には下線を付しております。）

3. 本株式移転に係る割当ての内容の算定根拠等

(1) 割当ての内容の根拠及び理由（第三段落第二文）

[訂正前]

「なお、両行は、第三銀行が発行しているA種優先株式については、同社の普通株式のような市場価格が存在しないため、普通株式に係る株式移転比率を考慮し、A種優先株式1株につき共同持株会社の第一種優先株式0.7株を割当交付することとしたうえで、共同持株会社にて新たに発行して割当交付する第一種優先株式の内容は、A種優先株式の発行要項の定めに従い、共同持株会社にて新たに発行する優先株式1株の経済的価値と、A種優先株式0.7株の経済的価値とが実質的に同等となるように定められております。」

[訂正後]

「なお、両行は、第三銀行が発行しているA種優先株式については、同社の普通株式のような市場価格が存在しないため、普通株式に係る株式移転比率を考慮し、A種優先株式1株につき共同持株会社の第一種優先株式0.7株を割当交付することとしたうえで、共同持株会社にて新たに発行して割当交付する第一種優先株式の内容は、A種優先株式の発行要項の定めに従い、A種優先株式1株の経済的価値と、共同持株会社にて新たに発行する第一種優先株式0.7株の経済的価値とが実質的に同等となるように定められております。」

以上